

奈良県告示第百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

令和七年八月一日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
やすらぎ歯科医院	磯城郡川西町大字下永一二七三―二五	令和七年五月二十九日
医療法人健康会プラム歯科	天理市西井戸堂町四五五―二―三 号室	令和七年六月一日
クリニック神宮前	橿原市内膳町五丁目四の四―コ ンフォート八木一階	令和七年六月一日
エコ薬局うなて店	橿原市雲梯町一四〇―一	令和七年六月一日
エコ薬局橿原店	橿原市豊田町二六九―一	令和七年六月一日
エコ薬局常盤店	橿原市常盤町五四〇―一	令和七年六月一日
ふくろうクリニック生駒院	生駒市仲之町一―七 が丘三号室	令和七年七月一日

（次頁に続く。）

るーと調剤薬局

生駒市元町一丁目五ー一三
みと
わビル一階

令和七年七月一
日